

## 桶川市土地区画整理組合事務費等補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第2項に規定する土地区画整理組合（以下「組合」という。）が、本市の健全な市街地の形成、公共施設の整備改善及び土地利用の増進を図るため、組合事業に要する経費に対し、桶川市土地区画整理組合事務費補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とする。

### (助成金の額)

第2条 補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める額とする。

### (交付対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、当該年度における組合の事業に要する経費のうち、国庫補助金その他の補助金等が充てられる経費を除き、市長が認定した経費とする。

### (交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする組合は、桶川市土地区画整理組合事務費等補助金交付申請書（様式第1号）により、市長に提出しなければならない。

### (交付決定通知)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、可否を決定して、桶川市土地区画整理組合事務費等補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

### (交付請求)

第6条 組合は、前条の交付決定に基づき補助金の交付の請求をしようとするときは、桶川市土地区画整理組合事務費等補助金交付請求書（様式第3号）により、市長に提出しなければならない。

### (交付)

第7条 市長は、前条の請求書を受理したときは、速やかに補助金の交付を行うものとする。ただし、特に必要があると認めるときは、補助金を分割して交付することができる。

(実績報告書の提出)

第8条 補助金の交付決定を受けた組合は、補助事業が完了したとき、又は補助金の交付の決定に係る事業年度が終了したときは、桶川市土地区画整理組合事務費等補助金事業完了実績報告書(様式第4号)により、速やかに市長に報告しなければならない。

(額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の額を確定して、その旨を桶川市土地区画整理組合事務費等補助金確定通知書(様式第5号)により、組合に通知するものとする。

(交付の取消し等)

第10条 市長は、補助金の交付決定及び交付を受けた組合が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱及び市長の定める事項に違反したとき。
- (2) 事業を中止し、又は廃止したとき。
- (3) 正当な理由がなく事業の施行を著しく遅延させたとき。
- (4) 事業の認可を取り消されたとき。
- (5) その他不正行為があったとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、補助金交付規程(昭和30年桶川市規程第4号)に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。(平成22年3月26日決裁)

様式第 1 号（第 4 条関係）

<p>桶川市長</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">所 在 地 名 称 代表者氏名</p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">⑩</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">桶川市土地区画整理組合事務費等補助金交付申請書</p> <p>桶川市土地区画整理組合事務費等補助金交付要綱第 4 条の規定により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。</p>	<p style="text-align: center;">第 号 年 月 日</p>
<p>1 交付申請額</p>	<p style="text-align: right;">円</p>
<p>2 添付書類</p>	<p>(1) 事業実施計画書</p> <p>(2) 収支予算書</p> <p>(3) 交付対象経費内訳書</p>

様式第2号（第5条関係）

		第	号	
		年	月	日
様				
桶川市長		⑩		
桶川市土地区画整理組合 事務費等補助金交付（不交付）決定 通知書				
年 月 日付けで申請のありました補助金について、桶 川市土地区画整理組合事務費等補助金交付要綱第5条の規定により、次 のとおり通知します。				
1 決定事項	交付	不交付		
2 交付の金額	円			
3 不交付の理由				

第 号  
年 月 日

桶川市長

所在地

名称

代表者氏名

印

桶川市土地区画整理組合事務費等補助金交付請求書  
次の金額を支払われたく、関係書類を添えて請求します。

金 \_\_\_\_\_ 円

ただし、 \_\_\_\_\_ 年度桶川市土地区画整理組合事務費等補助金

(1) 本年度助成金交付決定額	円
(2) 前回までの受領済額	円
(3) 今回請求額	円
(4) 残額	円

(注) 補助金交付決定通知書（最終）の写しを添付すること。

様式第 4 号（第 8 条関係）

第 号 年 月 日	
桶川市長	
所 在 地 名 称 代表者氏名 <span style="float: right;">⑩</span>	
桶川市土地区画整理組合事務費等補助金事業完了実績報告書 桶川市土地区画整理組合事務費等補助金交付要綱第 8 条の規定によ り、次のとおり事業実績を報告します。	
1 交付決定額	円
2 添付書類	(1) 事業成績書 (2) 収支決算書 (3) 交付対象経費支出内訳書

様式第 5 号（第 9 条関係）

第 号  
年 月 日

様

桶川市長

⑨

桶川市土地区画整理組合事務費等補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました 年度桶川市土地区画整理組合事務費等補助金については、次のとおり交付額を確定したので、桶川市土地区画整理組合事務費等補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

補助金確定額 金 円